令和７年（フ）第４４０４号
大阪府高槻市大蔵司１丁目７番５　ビレッジハウス服部５号棟303号室、開始決定時大阪府高槻市寿町２丁目６番４号
破産者　福田　康弘
異議申述期間　令和８年10月７日まで
令和８年８月12日
大阪地方裁判所第６民事部

免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第１６０号
神戸市垂水区多聞台３丁目18番19―203号
破産者　前本　誠吾
免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
令和８年８月10日
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２７９２号
東京都練馬区光が丘３丁目９－３－2704
破産者　謝　　端明
免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
令和８年８月10日
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第６７０１号
神奈川県小田原市成田１－１－206、開始決定記載の住所東京都小平市学園西町２丁目22―10
破産者　田中　正夫
免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
令和８年８月10日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第１０１０号
愛知県海部郡蟹江町大字蟹江新田字下芝切１７９番地
清算株式会社　株式会社シルバーネット
１　決定年月日　令和８年８月５日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
名古屋地方裁判所民事第２部

特別清算協定認可

令和８年（ヒ）第１０１号
広島県三次市南畑敷町４８４番地
清算株式会社　三次フードセンター株式会社
代表清算人　三田　武志
１　決定年月日　令和８年８月４日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　協定債権の定義
協定債権は、別紙債権者一覧表の債権額欄に記載の債権をいい、その総数は別紙のとおりである。
２　弁済の方法
清算株式会社は、各協定債権者に対し、別紙最終弁済額記載の弁済額を、本協定認可決定確定後に、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により支払う。
振込手数料は、清算会社の負担とする。
３　権利の変更
前記による弁済を行ったときは、清算会社は残協定債権すべての免除を受ける。
４　調整条項
前記による権利の変更が行われた後、資産処分が行われた結果弁済原資が生じた場合には、弁済のために必要な費用を控除した上で、協定債権者に対し、本件非保全残高に応じた案分により弁済する。弁済の方法は前記第２と同様の方法による。当該弁済にかかる部分につき、前記第３記載の残協定債権の免除の効果が遡及して失われるものとする。
以　上
（別紙省略）
広島地方裁判所三次支部

令和８年（ヒ）第１０２号
広島県三次市南畑敷町４８７番地の１
清算株式会社　三次土地建物株式会社
代表清算人　三田　武志
１　決定年月日　令和８年８月４日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　協定債権の定義
協定債権は、別紙債権者一覧表の債権額欄に記載の債権をいい、その総数は別紙のとおりである。
２　弁済の方法
清算株式会社は、各協定債権者に対し、別紙最終弁済額記載の弁済額を、本協定認可決定確定後に、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により支払う。
振込手数料は、清算会社の負担とする。
３　権利の変更
前記による弁済を行ったときは、清算会社は残協定債権すべての免除を受ける。
４　調整条項
前記による権利の変更が行われた後、資産処分が行われた結果弁済原資が生じた場合には、弁済のために必要な費用を控除した上で、協定債権者に対し、本件非保全残高に応じた案分により弁済する。弁済の方法は前記第２と同様の方法による。当該弁済にかかる部分につき、前記第３記載の残協定債権の免除の効果が遡及して失われるものとする。
以　上
（別紙省略）
広島地方裁判所三次支部

令和８年（ヒ）第１０３号
広島県庄原市西本町２丁目１番４０号
清算株式会社　株式会社三次フードセンター庄原店
代表清算人　三田　武志
１　決定年月日　令和８年８月４日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　協定債権の定義
協定債権は、別紙債権者一覧表の債権額欄に記載の債権をいい、その総数は別紙のとおりである。
２　弁済の方法
清算株式会社は、各協定債権者に対し、別紙最終弁済額記載の弁済額を、本協定認可決定確定後に、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により支払う。
振込手数料は、清算会社の負担とする。
３　権利の変更
前記による弁済を行ったときは、清算会社は残協定債権すべての免除を受ける。
４　調整条項
前記による権利の変更が行われた後、資産処分が行われた結果弁済原資が生じた場合には、弁済のために必要な費用を控除した上で、協定債権者に対し、本件非保全残高に応じた案分により弁済する。弁済の方法は前記第２と同様の方法による。当該弁済にかかる部分につき、前記第３記載の残協定債権の免除の効果が遡及して失われるものとする。
以　上
（別紙省略）
広島地方裁判所三次支部

令和８年（ヒ）第１０４号
広島県三次市十日市西１丁目４番２１号
清算株式会社　三次麦酒株式会社
代表清算人　三田　正司
１　決定年月日　令和８年８月４日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　協定債権の定義
協定債権は、別紙債権者一覧表の債権額欄に記載の債権をいい、その総数は別紙のとおりである。
２　権利の変更
本協定認可決定確定後に、残協定債権すべての免除を受ける。
以　上
（別紙省略）
広島地方裁判所三次支部

令和８年（ヒ）第３０１７号
大阪府東大阪市末広町10番16号
清算株式会社　株式会社徳運送店
代表清算人　柴野　高之
１　決定年月日　令和８年８月４日
２　主文　本件協定を認可する。
協定
第１　定義
本協定において対象となる債権（以下「協定債権」という。）は、清算株式会社に対する債権のうち、一般の優先権がある債権（公租公課等）、特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を除いた債権をいう。
本協定における協定債権者とは、協定債権を有する債権者をいう。
第２　優先債権及び費用請求権に対する弁済
一般の優先債権及び特別清算の手続に関する費用請求権は、随時支払う。
第３　一般条項
１　権利の変更
各協定債権者は、本協定認可決定確定時において、協定債権の全額について免除する。
２　調整条項
清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権の元本の割合に応じて弁済する。